

## 第7回 小樽市タクシー事業適正化・活性化協議会 議事概要

平成26年2月28日（金）  
小樽市役所消防庁舎6階講堂

### 【事務局 支局 工藤】

（マスコミ関係者の退出を確認後）

只今より、第7回小樽市タクシー事業適正化・活性化協議会を開催いたします。

私は、事務局を担当しております札幌運輸支局の工藤でございます。よろしくお願いいたします。開催に当たり当協議会会長であります、野崎札幌運輸支局長よりご挨拶を申し上げます。

### 【野崎会長】

札幌運輸支局の野崎でございます。

本日は、千葉先生、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

平成22年3月の小樽市地域計画策定から、タクシー事業者各社におかれましては、特定事業計画の実施に積極的に取り組んでいただき、また、減車・休車といった事業再構築につきましても取り組んでいただくとともに、「活性化に向けた取り組み」を進めていただいたところでございます。

しかしながら、北海道は人口の減少、高齢化の進展に加え、厳しい経済状況によりタクシー事業の輸送実績が低迷している現状に鑑み、更なる活性化に向けての需要の掘り起こしを、より一層進めていく必要があります。

先月27日には「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（タクシー適正化・活性化法）の一部が改正されました。

当 小樽市は「タクシーが地域の公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするため、地域の関係者の自主的な取り組みで適正化・活性化を推進することが必要である。」としています。

本日の協議会は、今までの協議会での活動の取りまとめと活動報告を踏まえ、更なる取り組みへの新たな協議会へ移行というものでございます。

委員の皆様方におかれましては、公共交通機関としてのタクシーの機能を維持活性化していくことは、地域社会の活力を維持していく上でも重要と考えますので、引き続きご議論をよろしくお願いいたします。

### 【事務局 支局 工藤】

ありがとうございました。引き続きまして、3. 議題（1）小樽市における地域計画の進捗状況 につきまして、私からご説明申し上げますが、その前に、先日書面協議という形で各委員の皆様にご提案申し上げた「設置要綱の一部改正」について、お話し

ます。

本協議会は、平成21年10月にスタートし現在までに6回にわたり、ご議論いただいております。これまで当協議会での議論において作成された「地域計画」、地域計画に基づいた各事業者さんの「特定事業計画」、減車・休車などの適正化策を始め各種活性化策に取り組んできたことについて、改正法における協議会が取り組んだとみなし今後も継続して更なる取り組みを展開していくために、要綱の改正をご提案申し上げます。

なお、結果として皆様のご賛同をいただいていることをご報告いたします。また、新要綱につきましては、資料に添付しております。

それでは、お手元の資料説明に入ります。例年どおりの資料を添付しております。

誠に勝手ながら、時間の関係上ポイントとなる部分についてフォローアップさせていただきます。従いまして、資料の詳細につきましては、後ほどご確認をいただきますようお願い申し上げます。

まず、特定事業計画の進捗状況について説明いたします。2ページですが昨年12月末現在で、法人・個人合わせまして「377両」で、基準車両数から48両の減です。

また、乗務員数は536人となっております。次に7ページの小樽市における法人タクシーの輸送実績の推移についてです。若干ですが、昨年度と比べ日車回数、輸送人員、日車営収等が伸びています。

続きまして、17ページからの「資料5 今後の活性化に向けた取り組み」です。

昨年の協議会において「利便性の向上に向けた取り組み」ということで、いわゆる交通弱者と呼ばれている「高齢者、児童・生徒」の足を確保するために、特に地形的に山・坂が多い小樽市において「ドア・ツー・ドア」のサービスが可能なタクシーが、最適な交通手段であることから、業界として取り組みを検討していくことを提案しております。

また「イメージ向上の取り組み」として、輸送業界全体のものとして「優良事業者認定制度」をPRしていく。他にもユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）の導入検討などの議論がされました。

今回のご報告では、引き続きUDタクシーの導入を考えていくとともに、高齢化を見据えた輸送体系を検討していくこと。また、活性化策の参考として「外国人一人歩き受け入れマニュアル」が北海道運輸局のHPに掲載されておりますので、ご紹介いたします。ここには「タクシーに関係する施設、拠点別情報の留意点としまして、旅客としての受け入れ、行き先確認、精算方法などの参考例が記載されております。

今後、関係者においてどしどし活用され、より良いものとなるよう発展させていただき、利用者サービスの向上を図っていただきたいと思います。

#### 【事務局 小樽ハイヤー協会 加藤専務】

協会としましても、外国人対応の簡単な会話の参考となるパンフを全乗務員に配付、クルーズ船などが入港した際の観光客対応など、可能な限り取り組みを行っていますので、今後も検討を続けながら対応していきます。

【事務局 支局 工藤】

以上、駆け足でお話してきましたが「適正化・活性化」の推進につきましては、事業者、事業者団体を始めとする関係者の取り組みに負うところが大きいと考えます。

また、特措法改正を期に改めて協議会の議論とするものと考えます。

今後につきましても、協議会において様々な提案、検証などを行っていただき、発展させていただくようお願いいたします。

次に、議題の2.（2）改正法律について、ご説明いたします。

昨年11月、議員立法により可決成立し、本年1月27日より施行されております。

具体的には、以前のタクシー特措法を『特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下、「新特措法」と記載します。）』とし、新たに「準特定地域」が創設されました。

供給過剰地域を解消するための仕組みを、より効果的なものとするため、現行の特定地域を「特定地域」と「準特定地域」という二層構造に改編した上で、

1. 供給過剰が発生して弊害の生じている地域を「特定地域」、発生の恐れのある地域を「準特定地域」とし、
2. それぞれ3年間の期間限定で地域ごとに、その実情に即して、供給過剰を解消するための効果的な措置。

の導入となったものです。

北海道内これまで8箇所の特定地域がありましたが、新制度においてこれらの地域は、準特定地域として指定されております。

繰り返しますが、供給過剰の予防、再発防止を目的として、国土交通大臣が、特定地域において、タクシー事業が供給過剰となる恐れがあると認める場合であって、地域の輸送需要に的確に対応しなければ、

1. 輸送の安全・利用者利便の確保に支障を来す。
2. タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することができなくなる恐れがある。

場合に、地域の関係者の自主的な取り組みを中心として、タクシー事業の適正化・活性化を推進することが必要であると認めるときは、期間を定めて準特定地域として指定することとなります。

「特定地域の指定」につきましては、スケジュール的には、今後特定地域指定基準の策定が行われ、基準に合致する場合は特定地域に指定されます。

この他の改正点では、

1. 協議会に関して、特定地域及び準特定地域においては、必ず協議会を組織することとなり、様々な形でご議論いただき行政が支えていくこととなります。

タクシーが地域の公共交通としての機能を十分発揮できるように、構成員の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

2. 運賃につきましては『公定幅運賃制度』が導入されます。

過度の値下げ競争に起因した、タクシー運転者の所得の低下を防ぐとともに、運賃以上にサービスの質の改善・高度化を実現する、となっています。

この4月から導入されます消費税率引き上げに対応した公定幅運賃に関して、新特措法の規定によりまして、協議会の意見を聞いた上で、公定幅運賃を公表することとなっています。

3. 協議会の構成員についてですが、地方運輸局長が外れることとなります。

理由ですが、新特措法におきましては、協議会が作成した「地域計画」を運輸局長が認可することとなるため（認可が独占禁止法の適用対象外とする上で不可欠）、地域計画の作成過程から運輸局長を外す必要があるためです。

今後につきましては、新特措法の附帯決議にもあるとおり、データ、資料等の提供をはじめ、協議会の円滑な運営のために必要な支援を行うこととしており、会長の補佐役、また、秘書役として支援を適宜適切に行うこととしております。

この他に、衆・参両院の附帯決議には、行政のみならず事業者に対しての内容も記載されております。タクシー事業者は、

1. 歩合給と固定給のバランスのとれた給与体系の再構築、累進歩合制の廃止

2. 事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し

等、賃金制度の改善に努めるとともに、運行の安全を確保し、拘束時間外に運転代行業務に従事させることなどが無いよう、万全を期することが決議されております。

関係の皆様におかれましては、これまで以上に運転者に対する気配り、健康面への配慮に関し、常に目を向けていただくようお願いするとともに、運転者から発信される情報の収集、会社内部への周知方法に関して、これまで以上に充実させていただきようお願いいたします。

以上、駆け足となってしまいましたが、平成21年10月以降の、特措法施行からの総括、本年1月27日に施行となりました新特措法に関する内容につきましての説明を終了いたします。続きまして、議題2. (3) その他 ですが、皆様からご意見等ありませんでしょうか。 (意見無し)

それでは、これで旧特措法における協議会が終了いたしますが、会長の野崎札幌運輸支局長より、閉会のご挨拶を申し上げます。

【野崎会長】

第7回小樽市タクシー事業適正化・活性化協議会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

タクシー事業を取り巻く状況は、厳しいものと認識しています。

タクシー事業を巡る諸問題の解決は、決して容易なことではありませんが、タクシー

は地域における重要な公共交通機関であり、地域社会における役割や位置づけを考えると、タクシー事業を巡る諸問題の解決に取り組み、タクシーの機能を維持・活性化していくことは、地域社会の活力を維持していく上でも重要と考えます。

諸問題の解決については、事業者や事業者団体をはじめとする関係者・関係機関の取り組みに負うところが大きいと思いますが、本協議会において、関係者・関係団体と連携し、協議を重ね必要な対応を続けていくことは重要と考えます。

私ども札幌運輸支局は、この協議会の構成員から外れることとなりますが、附帯決議のとおり、協議会の円滑な運営のための支援を継続して、適時適切に行って参りたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、今後も、引き続きよろしくお願ひいたします。

【事務局 支局 工藤】

それでは、これで「第7回小樽市タクシー事業適正化・活性化協議会を終了いたします。」

引き続きまして、仮称ではありますが「準特定地域 小樽市タクシー事業適正化・活性化協議会」を開催いたします。

よろしくお願ひいたします。